

令和2年12月定例会

決算特別委員会委員長報告

【決算特別委員長報告】

決算特別委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

令和2年9月定例会において、本特別委員会に付託されました議案第62号から第73号までの12件について、6日間（9月23日・24日・25日・28日・29日・30日）にわたり審査いたしました結果、令和元年度平戸市一般会計・特別会計・事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決および認定すべきものと決定されました。

さて、令和元年度一般会計の決算状況であります。歳入総額259億7,175万2千円、歳出総額251億3,858万4千円で、翌年度へ繰り越すべき財源5億3,678万1千円を差し引いた2億9,638万7千円が実質収支となっていました。

令和元年度の財政状況は、地方公共団体の財政状況を客観的に表す健全化判断比率においては、基準を超える指標はなく良好な状況を保っている状況でありました。この要因としては、財政健全化計画に基づく市債の繰上償還によるもののほか、財政調整基金や減債基金、また、「やらんば！平戸」応援基金などの特定目的基金残高が確保されたことが主な要因となっていました。

一方、財政の弾力性を判断する経常収支比率は、繰上償還による公債費の減少や北松北部環境組合への公債費負担金が減少したことなどにより、前年度と比較し91.1%と1.4ポイント改善してはいるものの、普通交付税の合併算定替の特例措置期間が、令和2年度に終了し、令和3年度から一本算定となること。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税などをはじめ収入の大幅な減少も懸念され、これまでにない厳しい財政運営となることが予想されることから、今後とも経常経費の節減をはじめ健全な行財政運営に努めるよう強く求めるところであります。

このような財政状況を踏まえ、本特別委員会における論議のうち、主な指摘事項について、ご報告いたします。

はじめに、議案第62号「令和元年度平戸市一般会計決算認定について」であります
が、歳入において、**財務部税務課所管**の『法人市民税』に関し、前年度と比較し税額
が減少しているのは主にどのような業種かとの質問に対し、主なものは漁業や製造業、
電気業などが減額の大きい業種であるとの答弁がありました。また、これに関連し、
事業ごとの所得の増減状況を把握できる税務課が、ある意味では各種施策における最
終的な事業の検証が可能な立場でもあり、各課の施策が業種ごとの所得にどのように
反映しているのかを担当部署に知らせることにより、各課における今後の施策推進の
参考となるのではないかと考えるが、そういった情報提供は行っているのかとの質問
に対し、現在、各課へは、税務概要の配布のみを行っているところであるが、今後は、
担当部署と意見交換を行いながら、各部署の必要性に応じて施策検証の参考となるよ
う、可能な範囲での資料を提供するなど情報の共有を図っていきたいとの答弁があり
ました。

次に、歳出において、**総務部総務課所管**では、『自主防災組織育成事業』に関し、
災害時などにおいて、自主防災組織としての活動であるのか、自治会としての活動で
あるのか地域住民として見えにくいのではないかと質問に対し、自主防災組織の長
は自治会の区長が兼ねていることが多くあり、また、区の組織と重なるところがある
ことからどちらであるかは、明確に線を引くことは難しいところである。現在、各地
区の防災リーダーとなる人材の育成として、防災士の資格取得を進めており、将来は
資格を取得した者に自主防災組織のリーダーとして活動していただきたいと考えて
いる。また、自主防災組織活動マニュアルを作成中であり、今後、嘱託員の辞令交付
式や自主防災組織の訓練などで説明を行いながら、平常時、非常時の活動について研
修を行いたいとの答弁がありました。

総務部人事課所管では、定員適正化計画により正規職員を削減しているが、臨時職
員を含めた全体数はあまり変わらないが、人件費の抑制効果は把握しているのか。職

員を減らすよりも充分業務が行われるよう、必要であれば正規職員を増員して費用に見合う分の臨時職員を削減するようなことも考えられるのではないかとこの質問に対し、正規職員、会計年度任用職員及び再任用職員などを含めた総合的な効果額は算出してはいるが、現在策定中の行政改革推進計画後期プランの中でも検討しており、効果が分かるようにしていきたいと考えている。正規職員については、定員適正化計画を前倒ししながら実施しているが、今後は定年延長も予想されていることから職員の定数や、新規採用職員をどのようにするかなど難しくなるとしており、サービスの低下とならないように管理していきたいとの答弁がありました。さらに、職員の時間外勤務などの管理についての質問に対し、職員の勤務時間については、働き方改革もあることから基本的には通常の執務時間内でその日の業務を終了し帰庁しなければならない。今後も、業務の見直し、AI、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）などの技術を導入しながら事務の改善を図るとともに、職員の業務過多とならないように各所属の管理職と連携しながら職員の勤務時間の把握、適正な職員配置を行うようにしたいとの答弁がありました。

総務部地域協働課所管では、『移住定住環境整備事業』に関し、令和元年に本市へ転入してきた方は861人、そのうち移住定住環境整備事業補助金申請は68世帯118人とのことであるが、転入者の方で補助金申請をしない理由は何かとの質問に対し、市民課、支所などにチラシによる周知や窓口担当者による案内を行っているところであるが申請しない理由は分析していない。転勤などにより、5年間定住することができないため申請を行わない方もいるのではないかと考えているとの答弁がありました。また、移住先に本市を選び転入した方は何人いるのかとの質問に対し、移住相談を受けてから転入しても、補助金を受けていない方の把握は行っていないので、今後は移住相談があった方で転入したかどうかは把握していきたいとの答弁がありました。

財務部企画財政課所管では、『再生可能エネルギー活用離島活性化事業』に関し、本事業は、再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用し大島地区、度島地区及び高島地区において、離島の特性を活かしたまちづくりの推進と地場産業の振興を図るため、補助を行うというものであるが、令和元年度の実績は大半が大島地区にかかる補助であり、他地区の利用が非常に少ない状況である。その原因の一つとして、大島地区には支所があり相談に乗ってくれる職員がいるが、他地区には、そういった部署がないという行政の組織体制に問題があるのではないかとと思われるが、担当部署としてどのように考えているのかとの質問に対し、ご指摘のように、大島地区以外には行政機関がないということで、意見聴取の場が不足しているのではないかと考えている。また、今後の支援のあり方については、まちづくり運営協議会とも連携しながら協議していきたいとの答弁がありました。これに関連し、まちづくり運営協議会については、度島地区も支所がある大島地区も同様である。行政側として支所のない地区に対し何ができるかということに関してはどう考えているのかとの質問に対し、以前、高島地区では離島に対する支援のあり方について、協議した経過もあり、効果的な意見聴取のあり方については、今後十分に検討していきたいとの答弁がありました。

市民生活部市民課所管では、『畜犬登録及び狂犬病予防事業』に関し、登録頭数1,487頭のうち狂犬病予防の注射率は80.5%となっているが、残りの約20%はどうしているのか、また、登録をせずに飼っている人もいるのではないかとと思われるが、未登録者に対する調査・啓発をどのように行っているのかとの質問に対し、未接種の理由としては、犬が病気で受けられない場合や、実際は死亡しているが届け出がないなどのケースが多く、登録の申請時や集団注射の際に周知を行うとともに、未接種者には、督促を行っている。また、未登録犬については、飼い主からの申請がないとなかなか把握が難しいところであるが、今後は、各区長に依頼するなど調査等含めて現状把握の方法を検討するとともに、未登録犬がないよう周知徹底に努めていきたいとの答弁が

ありました。これに関連し、未接種者に対する罰則などはどうなっているのか、また、未接種者には督促を送るということであるが、最終的に罰則に至るまでの考え方、判断はどのようにしているのかとの質問に対し、狂犬病予防法により犬の登録、狂犬病予防注射の接種、鑑札・注射済票の装着の3つが義務付けられており、違反した場合には20万円以下の罰金及び捕獲の対象となる。特に悪質な場合には、罰則が適用されることとなるが、現状としては罰則を課されるまでには至っていない状況にあり、現在のところ罰則適用までの判断をしていないとの答弁がありました。これに対し、現状のままの毎年の作業で終わらせるのではなく、何らかの基準を設けるべきではないかとの意見がありました。

福祉部福祉課所管では、『プレミアム付商品券事業』に関し、低所得者対象の申請率は27.9%とのことであるが、申請率が3割にも満たない要因についてどのように考えているのかとの質問に対し、申請に手間を要することや低所得者対象事業という抵抗感、購入代金の事前準備の負担など制度上の問題もあり、改善に向けて、県内自治体と連携し、県を通じて国へ要望を行ったとの答弁がありました。

福祉部長寿介護課所管では、『高齢者いきいきおでかけ支援事業』に関し、申請率を上げるため、どのような取り組みをしているのかとの質問に対し、アンケート調査を踏まえて、令和2年度からは、1回の使用上限額を500円から1,000円に引き上げ、協力機関に公共施設及び温泉施設を追加するとともに、申請方法に郵送申請を加えたとの答弁がありました。これに対し、高齢者の外出機会の拡大と社会参加促進のための良い事業であるので、今後も、あらゆる機会を通じ周知啓発活動を継続し、より利用しやすい事業となるよう期待するとの意見がありました。

福祉部子ども未来課所管では、『地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター事業）』に関し、子育て世帯の負担軽減を目的とした事業であるが、利用実件数が伸びなかったために委託料の見直しを行ったとのことだが、利用者が少ない

要因と見直しを行う理由は何かとの質問に対し、保育所等利用率も約 82%に上り、預かり援助を必要とする対象世帯が少なく、この支援事業の費用対効果を改めて検討した結果、委託料の見直しを行ったとの答弁がありました。

また、同課の『障害児等保育事業』に関し、近年、発達障害のある児童が増加傾向にあると推測されるが、今後、専門職を雇用し巡回するなど支援体制を充実すべきではないかとの意見に対し、保育所・幼稚園の訪問指導事業の中で、医療機関の療育専門職の方に個別指導を依頼し、充実を図っているとの答弁がありました。これに関連し、心理カウンセラーについて、小中学校にはサポート体制が整備されているが、幼児期へのサポートはどのようになっているかとの質問に対し、発達専門相談事業の中で臨床心理士を雇用し、幼児健診の際に相談に応じているが、今後は、保育所や保育園への巡回も視野に入れ、事業の充実を図りたいとの答弁がありました。

農林水産部農林課所管では、『有害鳥獣被害防止対策事業』に関し、イノシシの令和元年度の捕獲頭数が 2,935 頭で、平成 30 年度の 4,697 頭の 62.4%と減少した理由は何かとの質問に対し、平成 30 年度は幼獣の捕獲が多く出産できるイノシシが少なかったことによるものと考えられる。しかしながら、これまでの経過から捕獲頭数が少なかった年の翌年にはイノシシが増える傾向があり、令和 2 年度もすでに令和元年の同時期より多い捕獲頭数となっていることから、令和元年度を上回るのではないかと答弁がありました。

また、同課の『鳥獣被害防止総合対策事業』に関し、ワイヤーメッシュ柵を設置しているが充足しているのか、今後の国庫補助金の確保は出来るのかとの質問に対し、ワイヤーメッシュ柵は令和元年度に申請があったものについては全て完了している。今後の設置は 455 kmを見込んでおり、年次的に整備するようにしている。また、国庫補助金が廃止となるようなことは聞いていないが、実施計画ヒアリングにおいては、国の補助金が続くことを想定し令和 10 年度まで継続して整備することを協議したと

ころであるとの答弁がありました。

農林水産部水産課所管では、『平戸市水産物流通改善対策事業』に関し、水産物に対する消費者側からのニーズをどのように考えて本事業に取り組んでいるのかとの質問に対し、令和元年度には、東京豊洲の仲卸人に来てもらい実際に魚を見てもらった結果、産地処理の状態はいいが流通を経て東京都市圏の消費地に着荷した状態では鮮度について問題があることが分かった。このことから生産者側においても鮮度保持のあり方について意識を変える取り組みが行われてきており、今後は生産者自らが消費地に出向き具体的に意見交換を行い、販路を開拓することを事業内容として予定しているとの答弁がありました。産地側も鮮度保持のあり方について意識を変える取り組みや、生産者自らが消費地に出向き、具体的に意見交換を行い、販路を開拓することを事業の内容として行っているとの答弁がありました。また、衛生管理（HACCP対応）の必要性は何かとの質問に対し、生産、加工、流通の過程のなかでの異物混入などや、加工した時間、温度管理など各工程のなかで第三者に示せるように記録することが大事であり、鮮度管理を良くし、より高い価格で平戸ブランドとして買ってもらえるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

文化観光商工部観光課所管では、『平戸版DMO推進事業』に関し、令和2年1月にDMOの候補法人に登録されたとのことであるが本登録はいつ行われるのかとの質問に対し、令和2年4月に制度が改正され、候補法人に登録された日から3年以内に本登録しなければならないとなっている。また、現在、観光協会の事業財源の問題が懸念されており、その約7割を市から支援を受けていることから、市からの支援に依存した事業とならないよう観光協会の事業部会で事業の見直し、観光商品開発による収入確保など事業の効果を含め検証し問題を解決していくこととしている。また、活用できる重要な資産がないか再度調整しながら本登録申請に向けて準備していくとの答弁がありました。

また、同課の『テーマパーク観光プロモーション事業』に関し、平戸観光アプリ「EasyNavi ひらどウェルカモメ」の運用を停止したとのことであるが利用者への周知はどのようにしたのかとの質問に対し、これまで情報内容などのコンテンツを改正してきたが、利用者が増えなかったことや、DMOへの移行もあることから観光協会のホームページ等を通じた新たな取り組みを検討することとし運用を停止し削除したもので利用者への通知はしていないとの答弁がありました。また、情報発信のツールであり有効に使っていききたいとの話も聞いていたが、これを突然に停止するということは、今までメンテナンスなどで経費もかかっており杜撰^{ずさん}であるのではないかと、変更などが生じた時は、産業建設文教委員会にも報告が必要ではなかったのかとの指摘に対し、委員会に報告しなかったことは配慮が足りなかった。今後は、変更などが生じた場合には、報告を行うよう努めていききたいとの答弁がありました。

文化観光商工部商工物産課所管では、『地場企業就職促進事業』に関し、本事業の地元企業合同説明会の参加企業に就職した高校生がいるとのことであるが、具体的な人数は把握しているのかとの質問に対し、平戸高校、猶興館高校、北松農業高校の3校の就職状況を教えていただける範囲で聞き取りを行った結果、令和元年度の卒業生215名のうち19名が市内の企業に就職したと聞いているとの答弁がありました。これに関連し、令和元年度の卒業生のうち市内就職者が19名であっても、市外に就職した生徒やその保護者が説明会に参加したことで、将来は市内に戻って就職できる企業が地元にあることを認識できる絶好の機会でもあるので、今後とも、是非、継続をして、事業推進に力を入れていただきたいとの意見に対し、現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、検討段階ではあるが、令和2年度は、鹿町工業高校を含めた4校に対象を拡大したいと考えているところである。一人でも多くの生徒に市内に残ってもらえるための、より良い制度となるよう今後とも努力をしていききたいとの答弁がありました。

また、同課の『社宅・社員寮等整備緊急対策支援事業』に関し、本事業は中小企業者が社員の就労環境の改善や市内外からの幅広い人材確保を後押しすることを目的に、市内に新たに設置する社宅又は社員寮などの整備に要する費用の一部を助成するということであるが、市内のほとんどのホテルが老朽化した社員寮を持っている中で、社員寮を新築する1社のみが補助を受けることについての整合性についてはどのように考えているのか。一部業界ではかなり不評だという話も聞くが、そのような声は把握しているのか、状況を十分に把握し、常に公平性を担保した制度にしなければならないのではないかと指摘に対し、現在、新築のみが助成の対象となっているが、既存の社宅・社員寮の改築や空き家の活用などを対象としてほしいとの問い合わせなどもいただいている。現在の制度は、令和3年度までの3年間の制度であるが、将来的な事業内容の見直しや改正のためのアイデアを出しているところである。今後の制度設計にあたっては、業界団体からの意見を集約し、より公平な制度となるよう努めていきたいとの答弁がありました。

文化観光商工部文化交流課所管では、『平戸和蘭商館跡土地購入事業』に関し、史跡地内の対象民有地を公有化するための建物調査業務委託を行っているがどのように業者を決定しているのかとの質問に対し、当初予算の算定時に参考見積りを1者から徴取し、指名競争入札時には、その見積もりを基に再度設計を行い、業者を決定したとの答弁がありました。また、参考見積りを行った業者は入札に参加していないのかとの質問に対し、指名要件に合致していたことから、見積りを行った業者も入札に参加し、結果的に落札しているとの答弁がありました。さらに、見積業者が入札に参加することは問題があるのではないかと指摘に対し、担当課から納得のできる答弁がなかったことから副市長に出席を求めました。副市長から、この件に関し、1者からの見積もりを基に予定価格を設定したことが、その見積業者に有利になるのではないかという指摘はごもっともであり、今後は予定価格を設定する際には事業課の支援

や、複数の業者から参考見積を徴取するなどの改善を図りたいとの答弁がありました。委員会からは、入札の執行にあたっては市民に誤解を招かないように改善を図ることを強く要請しました。

建設部建設課所管では、『道路愛護推進事業』に関し、令和元年度における市道沿線の環境美化活動については、自治会の登録団体数 119 団体のうち 102 団体が活動実績ありとなっているが、残りの 17 団体については、道路愛護団体の登録はしているものの、令和元年度中には、環境美化活動を 1 年間全く実施していないということか、また、実施していない場合は、どのような理由によるものかとの質問に対し、この 102 団体については、市の道路愛護推進事業を活用し、燃料やごみ袋、軍手などの現物支給の申請をした上で除草・清掃等の活動を実施した自治会であり、その他の 17 団体についても現物支給の申請はなかったものの活動については、本事業以外の補助等を活用し、実施していただいているものと認識しているとの答弁がありました。これに関連し、本事業による支給申請をしていなかったとしても、活動を実施しているのであれば、この 17 団体がどのような方法等で活動しているのかについて確認しておくべきではないかとの指摘に対し、今後は申請がなかった団体についても、十分に活動状況を調査し実態の把握に努めたいとの答弁がありました。

建設部都市計画課所管では、『空き家対策事業』に関し、老朽危険空き家除去事業補助金の補助対象となった 6 件の地区別件数はどういった状況か。また、周囲に危険を及ぼすおそれがあったのか。どのような建物が補助対象となるのかとの質問に対し、地区別件数は、平戸北部 3 件、平戸中部 1 件、平戸南部 1 件、生月 1 件となっている。また、補助金の対象となる建物については、①市内にある空き家であること。②半分以上が一般の住宅として使用されていたこと。③木造の建物であること。④柱の傾き具合をはじめ、老朽・危険度合を建築技師が確認し、国の住宅地区改良法施行規則別表第 1 に定める評点の合計が、100 点以上の空き家であること。⑤解体工事は、

市内許可業者に請け負わせること。などの条件を満たした空き家が補助対象となっているとの答弁がありました。これに関連し、近年、空き家対策が社会問題となっている一方で、豪雨や台風などによる自然災害も大型化している状況であり、ここ数年の本事業にかかる決算額の増加傾向からも、その重要性が見て取れるところである。今後の方針として、事業を拡大していくべきかどうかについて、どのように考えているのかとの質問に対し、9月上旬の台風9号及び10号の影響もあり、空き家の除去に関する相談は増えている状況である。また、本事業の補助金も市民から認知されてきており、相談件数も増加傾向にあることから、事業の拡大については、今後、前向きに検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

消防本部所管では、『消防団活動事業』に関し、消防団員の出動手当はどのようになっているのかとの質問に対し、水火災の出動は1回につき2,800円、警戒及び訓練出動は1回につき2,400円、その他の出動については1回につき2,200円の支出を行っているとの答弁がありました。これに対し、出動手当は十分な額とは言えず、何年も上がっていない状況である。消防団員の労に報いるためにも、何らかの処遇改善を検討すべきではないかとの意見がありました。

教育委員会教育総務課・学校教育課所管では、『奨学資金貸付事業』に関し、奨学資金の貸付状況や要件はどのようになっているのかと質問に対し、令和元年度の貸付件数は、6名で168万円となっている。貸付要件は、成績評定や住所要件、所得制限などがあるが、他市に比べ貸付件数が少ないことから、令和3年度の募集に向け、住所地が市外の方でも連帯保証人になれるよう規則の改正を行った。また、就学前の年度に、奨学金の受付・決定・貸付けまでを行う予約奨学生の導入を行うとの答弁がありました。これに対し、経済的理由により就学困難な方を対象とした貸付制度に加え、本市に就職した場合は奨学金の返還を減免するなど、定住促進を目的とした新たな奨学金制度の導入を検討すべきではないかとの意見に対し、関係各課とも協議し検討し

ていきたいとの答弁がありました。

教育委員会生涯学習課所管では、『シーライフひらど管理運営事業』に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減に対する指定管理料の追加負担はあるのかとの質問に対し、原則、自然災害などの理由を除き、収入減に対する追加負担は行わないとしているため、指定管理期間の4年間で経費を抑えながら委託料の範囲内で運営を行うものであるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による追加負担については、基本協定書にある市と指定管理者側との協議で決定できる事項により、企画財政課とも協議の上、現在検討中であるとの答弁がありました。

次に、福祉部長寿介護課所管の議案第65号『令和元年度平戸市介護保険特別会計決算認定について』に関し、平成29年度から総合事業が開始されたが、総合事業開始以降の介護給付費が、開始前の平成28年度と比較すると若干多い数字で推移しており、介護給付費の抜本的な削減になっていないのではないかとこの質問に対し、介護予防などの効果もあり、介護給付費は減少していると考えているが、令和元年度においては、介護報酬の改定や職員の処遇改善のための新しい加算などが影響しているのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、介護サービスに関し、地域密着型サービス事業は、専門的な財務諸表や法令などを熟知した上で、担当課として認可や指導監督を行う必要があるが、定期的な人事異動もある中、質の高い実地指導はどのように保たれているのか。また、専門家を育てる必要があるのではないかとこの質問に対し、指導監督に必要な基本的知識を習得するよう努めており、今後も、知識・技術の質の向上を図りながら実地指導を行っていきたい。また、人事課とも協議しながら、専門性を高める方策を研究していきたいとの答弁がありました。

次に、水道局所管の議案第71号『令和元年度平戸市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』に関し、全て上水道に統合されたことにより、今後の国の補助

の関係、経営に対する影響の見通しはどの質問に対し、統合された後も簡易水道の補助はあるが、本市には補助対象となる事業はあまりない。上水道の補助として今年度から基幹管路更新事業に着手しており、法定耐用年数を超えた導水管、送水管の更新を行っているとの答弁がありました。

次に、**病院局所管**の議案第 72 号『令和元年度平戸市病院事業会計決算認定について』に関し、令和元年度の経営状況をみると、収益的収支において、外来患者の減少などの影響により、それぞれ平戸市民病院で 1,079 万 5,582 円の純損失、生月病院で 3,183 万 1,675 円の純損失となっており、両病院を合わせて 4,262 万 7,257 円の純損失（赤字）となっている。また、それに伴い、累積欠損金も 2 億 4,229 万 2,553 円と増加している状況であるが、病院局として、現在の経営状況をどのように分析し今後の病院事業経営をどのようにしていこうと考えているのかとの質問に対し、令和元年度は、市民病院で、平成 26 年度の公営企業会計制度改正の影響による純損失を計上して以来の純損失となり、生月病院では、平成 30 年度に引き続き純損失となったところである。また、これまでは、市民病院では順調にすすめば累積欠損金については数年のうちに解消できる見通しを立て、一方、生月病院では、約 1 億 8 千万円と累積欠損金が多額であり、短期間で解消するのは、厳しいとの見通しを立てているところである。今後の病院事業経営については、医師不足や人口減少等に伴う外来患者などの減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による医業収益の減少が、避けては通れないことから、非常に厳しい状況となるものと危惧しているところであり、これからの中期的な経営の見通しについて「市立病院あり方検討委員会」の中で十分に検討をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上のとおり、令和元年度決算審査における決算特別委員会の報告といたします。